

平成三十年十一月

平成三十年十一月文京区議会定例議会議案(二)

文京区

目次

議案第三十一号	文京区立誠之小学校改築その他工事請負契約	1 頁
議案第三十二号	文京区立誠之小学校改築その他電気設備工事請負契約	3 頁
議案第三十三号	文京区立誠之小学校改築その他空気調和設備工事請負契約	5 頁
議案第三十四号	文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事請負契約	7 頁

議案第三十一号

文京区立誠之小学校改築その他工事請負契約
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区立誠之小学校改築その他工事請負契約

文京区立誠之小学校改築その他工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立誠之小学校改築その他工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金五十七億百六十四万四千円

四 契約の相手方 日本・アサヒ・リン・ドス建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区小石川一丁目十五番十七号

日本建設株式会社東京支店

専務取締役執行役員支店長 熊谷満

構成員 東京都文京区小日向三丁目十五番十三号

株式会社アサヒ

代表取締役 成瀬俊雄

構成員

東京都文京区千石四丁目二十六番十九号

株式会社リン・ドス

代表取締役 東海林諭

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から平成三十四年十一月三十日まで
- 二 支出科目等
 - 平成三十三年度 一般会計 教育費 学校教育費
 - 平成三十一年度 債務負担行為
 - 平成三十二年度 債務負担行為
 - 平成三十三年度 債務負担行為
 - 平成三十四年度 債務負担行為

議案第三十二号

文京区立誠之小学校改築その他電気設備工事請負契約
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立誠之小学校改築その他電気設備工事請負契約
文京区立誠之小学校改築その他電気設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立誠之小学校改築その他電気設備工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約

三 契約金額 金五億六千七百八千円

四 契約の相手方 太平・進興・小嶋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区本郷三丁目二十二番九号

太平電気株式会社東京支社

支社長 金利昭

構成員 東京都文京区本郷二丁目三番九号お茶の水ビル

進興設備株式会社

代表取締役社長 小柳嘉幸

構成員

東京都文京区千駄木二丁目四十六番四号

小嶋電工株式会社

代表取締役 小嶋幸男

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から平成三十四年十一月三十日まで
- 二 支出科目等
 - 平成三十四年度 一般会計 教育費 学校教育費
 - 平成三十一年度 債務負担行為
 - 平成三十二年度 債務負担行為
 - 平成三十三年度 債務負担行為
 - 平成三十四年度 債務負担行為

議案第三十三号

文京区立誠之小学校改築その他空気調和設備工事請負契約
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立誠之小学校改築その他空気調和設備工事請負契約

文京区立誠之小学校改築その他空気調和設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立誠之小学校改築その他空気調和設備工事
二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定に
よる随意契約

三 契約金額 金四億五千七百五十九万六千円

四 契約の相手方 精研・環境・エイシー建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区小石川一丁目十五番十七号

株式会社精研東京本社

東京本社代表常務取締役 伊豆田久雄

構成員 東京都文京区大塚三丁目十九番七号

環境装備株式会社

代表取締役 高橋健太郎

構成員
東京都文京区白山一丁目二十一番十五号

株式会社エイシーセレニティ

代表取締役 國井福太郎

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工 期 契約締結の翌日から平成三十四年十一月三十日まで

二 支出科目等 平成三十年 一般会計 教育費 学校教育費

平成三十一年度 債務負担行為

平成三十二年 債務負担行為

平成三十三年 債務負担行為

平成三十四年 債務負担行為

議案第三十四号

文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事請負契約
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事請負契約

文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金五億四百四十六万八千円

四 契約の相手方 酒井・高橋・松嶋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区大塚六丁目十一番十二号

酒井工業株式会社

代表取締役 酒井政男

構成員 東京都文京区本駒込二丁目二十七番十六号

株式会社高橋管工社

代表取締役 高橋直和

構成員

東京都文京区本郷四丁目三十五番十四号第二協栄レジデンス一〇二

松嶋建設工業株式会社

代表取締役社長 安田洋之

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から平成三十四年十一月三十日まで
- 二 支出科目等 平成三十年 一般会計 教育費 学校教育費
- 平成三十一年度 債務負担行為
- 平成三十二年 債務負担行為
- 平成三十三年 債務負担行為
- 平成三十四年 債務負担行為

